

経済建設常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和5年10月12日(木) 午後1時27分～午後4時59分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 山宮委員長、大東副委員長、齋藤(智)、相澤、木内、野村 各委員
- 4 傍聴人 陳情者(意見陳述者) 1名
- 5 傍聴議員 鈴木、小野塚 各議員
- 6 説明者 山口経済部長、青柳産業振興課長、大竹農林課長兼農業委員会事務局長、
地野観光交流課長
渡邊都市建設部長、松井都市計画課長
- 7 事務局 倉澤主査
- 8 議 事 (1) 陳情審査
(2) 経済部各課の所管・調査事項報告
(3) 経済部各課の調査事項検討・意見交換
(4) 都市建設部各課の所管・調査事項報告
(5) 都市建設部各課の調査事項検討・意見交換
(6) 今後の日程について
- 9 会議の概要

(1) 陳情審査

陳情第6号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める陳情書

○委員長 それでは、次第3、議事の(1)陳情審査に入る。

先月、9月13日に議長宛てに提出があり、本委員会に送付された陳情第6号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める陳情書についての審査を行う。

審査に当たり、所管である山口経済部長、青柳産業振興課長に出席いただいているので紹介させていただく。

それではまず、事務局に陳情書を朗読させる。事務局。

(事務局 陳情書朗読)

○委員長 説明が終わった。

休憩する。

午後1時38分～1時59分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

次に、当局から本件に関し参考・補足説明を求める。産業振興課長。

○産業振興課長 それでは、陳情書に対する所管課の説明をさせていただく。

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならない、とする制度である。正社員はもちろん、パートやアルバイトなど、全ての労働者に適用される。岸田政権が「新しい資本主義」による賃上げ政策を掲げる中で、2023年度の最低賃金は、全国平均で1,004円と初めて1,000円台となり、前年度からの引き上げ額は43円と過去最大となった。

最低賃金は地域別に設定され、国が地域における賃金や生計費などの実情を考慮して

定めているものである。地域間に差があることは認識しているが、都市部と地方では物価や生活費に差がある中で、最低賃金を全国一律とするべきかどうかについては、慎重な議論が必要であると考えている。

国の施策として、最低賃金引き上げの目安を示す区分、ランクについて、2023年度、4区分から3区分に見直しが見直しがされた。国としても地方の底上げを図る取組をしており、業務改善助成金など賃金引き上げと連動した中小企業支援施策についても拡充が行われているので、所管課としては、引き続き国の動向を注視するとともに、経済団体や事業者と情報共有を図りながら、地域における賃金の状況把握に努めてまいりたいと考える。

説明については以上である。

○委員長 説明が終わった。委員の皆様から何か質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で質疑を終了し、各委員の意見を取りまとめる。各委員は意見を述べた上で、その理由についてもお願いする。まず初めに、野村委員。

○野村委員 先ほど休憩中に述べたとおりで、趣旨採択としたい。

○委員長 次に、木内委員。

○木内委員 今回のこの件について、仕事の関係でお手伝いをいただいている方に賃金を払う側にいるが、そういったことを考えたときに、1,500円、100%のうちで払える分の上乗せ部分のものが、国の支援策として拡充となるということに向けて意識を持っていくことはいいかと思うが、現段階では、払う側とすると、そこまで払ってしまうと自分の家が生活できなくなってしまうと考える。

内容としては十分理解ができるということで、趣旨採択という形で自分の考えとしたいと思う。

○委員長 次に、齋藤委員。

○齋藤委員 お気持ちはすごいよく分かって、言いたいことも分かるが、一律にしたから地方に人が来るというのも限界があると思うし、東京だから、都会だからできる仕事というのもあると思うのである。そういった面からも全国一律制度というのは、あまりよいことではないのではないかと思っている。最低賃金1,500円以上というのは、やはりそうすると、経営者が苦しくなって会社が潰れるようになってしまったら本末転倒なことになってしまうと思う。3番目の中小企業への支援策を拡充強化するというのは大事なことだと思うが、入れ物があったときに、穴が空いていたら幾らその水を増やそうと思っても抜けていったらしょうがないので、そうではなくてもっと世界的にどう、日本のお金が外国にどのように流れているのかとか、そういったことも加味しながら、そこを止めれば、しっかりと回っていくのではないかと思うのである。

いろいろと自分の中でも考えがあるが、結果とすると自分は不採択でお願いする。

○委員長 次に、相澤委員。

○相澤委員 先ほど齋藤委員の発言の中に、最低賃金を上げると一番苦しむのは企業側ではないかという意見があったが、私の考えだと、機械化できない企業と1,500円以上の付加価値をつけられない労働者というのが一番困ると思う。確実に困る企業もあるし、それについて行けない労働者、失業者というのは出てくると思う。失業者が出た場合どうすることが一番望ましいかというのと、1,500円以上の付加価値をつけられるような、

専門学校に行って何か学ぶとか、手に職をつけるだとかして、労働市場に出ていってもらおうというのが一番いいかなとは思いますが、その流動性を確保できないうちに1,500円に上げるというのは、少し難しいのかなと個人的には考えている。それと藤岡市から橋を1本渡って県外に行くと、賃金が高いところに行くので、労働者の流出という話があった。これは実際に国家間でも起きていることであって、日本は海に囲まれているのでなかなかすぐ外に出るといことはしないが、ユーロ圏では実際に起きていることで、かなり深刻な問題になっているというような話も聞いたことがある。なので、最低賃金だとか雇用の問題については確かに慎重な議論をするべきかなと思うが、全国一律の賃金にすること、また最低賃金を1,500円に上げるというのは、現状難しいのかなと思い、引き続き慎重な議論が必要かと思うので、私は趣旨採択とさせていただきます。

○委員長 次に、大東副委員長。

○副委員長 1,500円にするということは、単純にそれだけでやるということは難しいと思うので、先ほど言ったように今回の陳情が最低賃金の引き上げと合わせて、中小企業への支援、これがなければ1,500円に引き上げることは到底できないし、皆さんがおっしゃったように経営者にとっては大変難しい問題になって、経営が困難になるということは明らかであるから、あくまでも1,500円とこの中小企業への支援というのが一体となって行われるべきだと。今回の陳情はそういうことを求めているわけであるから、それは私は結構だと思うので、採択でいいと思う。

それと、やはりもう日本は30年間賃金が引き上がっていない。それによって日本の経済が停滞をしているということで、日本の経済を活性化をさせる上でも、賃金を引き上げていく。最低賃金が引き上げられれば、正規の労働者の賃金も引き上がってくるわけであるから、やはりそういったことを、日本の経済を活性化させる上でも、この賃金の引き上げというのが必要だと思うので、私はこの陳情については、採択をして意見書を提出していくべきだというふうに思う。

○委員長 ただいまの意見は、採択1名、不採択1名、趣旨採択3名。趣旨採択の意見が過半数でしたので、本委員会としては本件について、趣旨採択すべきものと決定することよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、陳情第6号 最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める陳情書については、意見多数で趣旨採択すべきものと決定した。以上で、陳情第6号の審査が終了した。傍聴の方についてはここで退席をお願いします。

(傍聴人退席、当局入室)

(2) 経済部各課の所管・調査事項報告

○委員長 次に、次第3の(2)、経済部各課の所管事項報告に入る。

ア 産業振興課

・所管・調査事項報告

○委員長 最初に、産業振興課の所管に係る事項について、報告をお願いします。産業振興課長。

○産業振興課長 それでは、産業振興課の所管について報告する。

所管・調査事項報告の1ページを御覧いただきたい。

報告事項の1、沼田市物価高騰対策事業継続支援金の交付結果についてであるが、本支援金については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金）を財源として活用し、新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少に加え、エネルギー価格や物価高騰の影響を受けた事業者の負担軽減を図るため、市独自の支援金として、法人事業者15万円、個人事業主7万円を交付したものである。

6月1日から申請受付を開始し、9月30日までで申請受付を終了した。交付結果であるが、法人145件、個人146件、合計291件 3,197万円であった。

次に報告事項の2、ぬまた市産業展示即売会実施結果についてであるが、今月7日、8日の2日間、沼田公園グラウンドにて、ぬまた市産業展示即売会を開催した。2日とも寒い日にはなかったが、雨も降らず、地場産品や特産品の展示・販売、ステージイベント、巨大こんにゃく、焼きまんじゅう切り分けイベントなどが行われ、多くの人でにぎわった。出展者数は57事業者・団体、来場者数は20,000名、7日が8,000名、8日が12,000名であった。

報告事項については、以上である。

○委員長 報告が終わった。内容について順次質疑を行いたいと思う。最初に報告事項1、沼田市物価高騰対策事業継続支援金の交付結果について。副委員長。

○副委員長 この支援金制度は非常にいい制度だったというふうに思うが、結果として今課長から報告をいただいた、法人が145件、個人が146件、合計で291件ということなのだが、沼田市内の事業者の数から見たら、大体この法人が何割ぐらい、個人なら何割ぐらいというのがもし分かれば教えていただきたい。

○産業振興課長 実績についての事業者に対する割合であるが、法人個人の別については、申し訳ないが数字のデータを持ち合わせていないが、積算時に参考とした平成28年度の経済センサスに基づく沼田市の事業者数が2,028であり、そこから見ると、291件ということなので、14%程度ということの実績であった。

○副委員長 せっかくいい制度だと思ったが、若干利用者の方が少なかったなと率直に感じているが、やはり先ほど課長がおっしゃった14%程度ということになった理由については、担当課としてどのように考えているのか、あれば教えていただきたい。

○産業振興課長 今回の支援金については、業種を絞らず、幅広い業種を対象とすることで、事業を計画したが、全事業者に対してどのくらいの申請があるかというのは制度設計の上でも悩みどころであった。今回はみどり市や伊勢崎市の同種の事例を参考に積算をしたところであるが、要因としては、おそらく対象月、基準月のかかった経費であるとか、売り上げの減少率等を条件にする中で、3か月というのが少しハードルが高かった部分もあったかなと感じているところである。1か月の比較とする、という検討もしたが、やはり公平性であるとか、対象が多くなりすぎてしまうと交付金に限界がある中で、非常に悩んだところであったが、要因とすると、少し基準が厳しいところはあったというような分析をしている。

○副委員長 交付金も当然限界があるわけだから、無制限に出せるというものではないが、

決して沼田市内の業者、法人の方や個人の方を含めて、決して楽ではないという状況にあるわけだから、せっかくこうやっていい制度をつくってくれたわけだから、なるだけ多くの人に利用してもらえるような制度設計というのは、つくっていく必要性があったのではないかと思うのである。当面、すぐすぐにこの物価高騰が収まるとは思わないので、また何らかのときには、交付金の類を活用したこうした事業ができる際には、なるだけ多くの人に利用してもらえるような制度設計ということについて、今後何らかの検討をしていくお考えがあるのかどうか、お聞かせいただければと思う。

○産業振興課長 今回の支援金については9月末日で終了している。今後またこうした売り上げ減少、また経費高騰に伴う支援金を計画する際には、なかなかその基準は難しいところではあるが、できるだけ多くの事業者に支援が行き渡るような制度設計を組んでまいりたいと考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ2のぬまた市産業展示即売会実施結果について。相澤委員。

○相澤委員 担当課については土日に出勤というか、仕事で来ていただいて本当にお疲れ様であった。私も2日間行かせてもらい、楽しませていただいた。それで、この出店した店舗について、どういった選定というかお声がけ、募集をかけたのかをお聞かせいただきたい。

○産業振興課長 ぬまた市産業展示即売会については、沼田地区地場産業振興協会を主管団体として運営をしている。地場産業振興協会の構成団体は、沼田市物産振興会、また、沼田製材業協同組合があったが解散したので、もう一つの団体は利根沼田建具組合の、その2つの団体のメンバーが中心となって振興協会を組織しているが、そちらを主体とする運営委員会の中で意見を聞きながら、物産振興会、利根沼田建具組合等の構成団体であるとか、特に地域の材料を使って加工して売っている事業者を中心にお声掛けをしながら、参画事業者を決めてまいったような経過である。

○相澤委員 地場産業組合を中心にお声がけしたと伺ったが、その他、今後お声がけする団体等を増やしていく予定はあるか。

○産業振興課長 沼田地区地場産業振興協会のメンバーを中心に組織する運営委員会の中で、過去の参加団体等を参考にしながらお声掛けをしてきた経過があるが、幾つかの飲食店からも出展の希望があったので、どういう形がいいかというところはまた運営委員会の意見を聞く必要があるが、できるだけ多くの事業者に参加していただけるように、例えば観光協会であるとか、そういったところも通じて、幅広く声掛けをしてまいりたいと考える。

○相澤委員 実際に県外の方々が多く来ていたように感じるので、沼田のよさを知ってもらうという意味でも、数多くの事業者の方に来てもらうと、よりよい効果が生まれるかと思うので、ぜひ今後の検討としていただきたい。よろしく願います。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で産業振興課を終了する。

イ 農林課

・所管・調査事項報告

○委員長 続いて、農林課の所管に係る事項について報告願う。農林課長。

○農林課長 農林課の所管事項報告及び調査事項報告について説明させていただく。

まず、所管事項報告についてであるが、資料3ページを御覧いただきたい。

初めに、4月上旬の凍霜害に対する支援であるが、沼田市農漁業災害対策特別措置条例に基づいて、農作物の減収量が平年の30%以上の被害を受けた農家に対して、病虫害防除に要する費用の助成の申請の受付を始めている。

期間としては、令和5年10月2日月曜日から令和5年12月25日月曜日までである。

なお、8月上旬の降ひょう害については、県の単価確定が遅れており、確定次第追加で周知等を実施する予定である。

次に、5ページを御覧いただきたい。

先ほど申し上げた凍霜害に対する農業災害見舞金についてであるが、こちらについては、沼田市農漁業災害対策特別措置条例による補助金の申請を行い、交付決定された農家に対して支給を行っており、期間としては先ほどの助成同様に、令和5年10月2日から令和5年12月25日までである。

こちらについても、8月の降ひょう害関連としては先ほど述べた被災助成と同様に、県の確定通知後の対応となる。

次に、7ページを御覧いただきたい。

沼田市畜産飼料高騰対策補助金についてであるが、新型コロナウイルス感染症の拡大、物価高騰の影響を受け、飼料価格の高騰により畜産経営に大きな影響が生じている畜産農家の経営支援を目的として補助金の交付を実施している。

期間としては、令和5年10月2日月曜日より令和5年11月15日水曜日までで、申請の受付を始めている。

市のホームページなどにより周知するほか、農作物被害支援及び見舞金については、農林課で把握している被災状況に基づき、果樹に関する部会関係者、被災農家等へ直接通知をしている。

畜産飼料高騰対策補助金については、群馬県へ使用届報告書を提出している畜産農家等へ直接通知をしているところである。

また、問合せ等も予想されることから、利根沼田農業協同組合や群馬県利根沼田家畜保健衛生所へも情報共有を図り対応している。

委員の皆様においても、問合せ等があったら、農林課へ相談するよう話をさせていただくと助かる。よろしく願います。

次に、9ページを御覧いただきたい。

沼田市農業まつりの開催についてであるが、4年ぶりとなる沼田市農業まつりが、記載のとおり令和5年10月14日土曜日、午前9時から午後3時まで、JA利根沼田本店で開催される。

委員の皆様においても是非足を運んでいただきたいと思うので、よろしく願います。

次に、前回の委員会において意見交換のあった事項について、調査報告をさせていただきます。

有害鳥獣対策についてであるが、資料11ページを御覧いただきたい。

まず、市の有害鳥獣対策の現状についてであるが、先月の委員会でも報告させていただいたが、専門的知識を有する業者による現地調査、被害農家への助言、事後フォローや追い払いなど、沼田市有害鳥獣対策実施隊による捕獲や実施隊員以外で行っているわな部会による捕獲、地元住民による獣害防止柵、電気柵設置への補助、発信器を装着した猿の動向調査や追い払いなど、群馬県の補助事業や多面的機能発揮促進事業による鳥獣被害防止施設、恒久柵の設置などを継続して実施し対応しているところである。

次に、ドローンを利用した追い払いの検討についてであるが、現時点で把握している追い払いでのドローンの使用については、資料に記載してあるように、一時的な効果はあるとの情報は得ているが、継続した効果については検証されていない状況である。また、どの活用内容であっても条件のよい場所はないと思われるので、熟練の操作者が必要となり、まだまだ課題等も多い状況である。今後も群馬県や関係機関と連携し調査、研究、検討をしてみたいと考えている。

次に、有害鳥獣駆除実施隊の状況と育成についてどのように考えているのか、であるが、近年はおおむね人員としては大きな変化はなく、平均年齢も若干ではあるが若返ってきているところである。

今後も継続して狩猟免許取得及び猟銃購入等に対し補助金の支援を実施し、免許取得者の増加、捕獲従事者の育成をしていく予定である。

また、併せて猟友会への補助も継続し、負担軽減を図ってまいりたいと考えている。

次に、カワウ・白鷺による鳥害（糞害・騒音）、漁業被害の現状とその対策についてであるが、有効と思われる対策は、営巣樹木の伐採、駆逐用煙火等による追い払い、ドローンによる追い払いや繁殖の抑制が考えられるが、どれも課題が残るところである。

伐採については、所有者の許可が必要であり、かつ近隣への移動が考えられることから、まだ難しい状況にある。

煙火は、住宅地が近い場合騒音等が苦情対象となることが考えられる。

ドローンについては、許可等の届出や資格・熟練の操縦者が必要となり、また、慣れによる効果の継続が不明な点など、どの対策も一長一短の対策であると考えている。

最後に、前回の委員会における発言について訂正をさせていただく。

大東副委員長からの、檻による捕獲の方法において、カメラで感知して扉を閉める機材についての質疑に「高額なため、今のところ導入はしていない」旨の報告をさせていただいたが、自動で閉まる装置は導入していないが、監視者が遠隔で扉を閉めるシステムは2台導入している。

2台とも利根町管内に設置しているが、24時間監視しているわけではないことや、檻の中に入った猿等の鳥獣が常に居座っていることもないため、現状捕獲増加に至っていない状況であったので、訂正させていただく。

以上、農林課の報告とさせていただきます。よろしく願います。

○委員長 報告が終わった。内容について順次質疑を行う。まず報告事項1、沼田市農漁業災害対策特別措置条例の適用に伴う補助金について。木内委員。

○木内委員 今回、凍霜害を受けた各果樹農家に対して特段の御配慮をいただいたと感謝している。その中で沼田市農漁業災害対策特別措置条例というのは、一昨年の霜の被害の

内容と同じと思われるが、これは決まりに基づいた計算の中での方法しかなかったのか。

○農林課長 一昨年の凍霜害と内容的には同じかどうかということであるが、基本は、支援としては同じ方法で、内容の単価としては、県が取りまとめてその都度、単価を出したのに対して、農林課のほうで面積に対して補償するという形になっているので、若干単価のほうは年によって変わる部分があるが、内容としては同じ内容となっている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ2の農業災害見舞金について質疑あるか。木内委員。

○木内委員 農業災害見舞金ということは、今回の請願によっていろいろ検討してくださり御尽力いただいて、そういった決定で果樹農家さんだったり、そういった被害を受けた農家さんに見舞金という形でお世話になることは本当に感謝するわけであるが、この予算の範囲内の中の、決められた3万円ということで、その3万円という金額になった経緯等を教えていただければと思う。

○農林課長 3万円と決めた経緯であるが、他市町村の事例も加味させてもらい、この3万円が妥当かと言われるとちょっと何とも言えない状況であるが、中でいろいろ検討させていただいてこの単価になったという、御了解いただくしかないと思うが、そういう形で決めさせていただいた。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ次に、沼田市畜産飼料高騰対策補助金について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ次に、沼田市農業まつりの開催について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ調査事項、有害鳥獣害対策について。相澤委員。

○相澤委員 カワウ、白鷺による鳥害についてなのであるが、例えば対策の中で、捕獲しても奨励金がないとか、あと蚕糸園芸課が漁業組合に委託して対策をお願いしている。それで花火、かかし、爆音器等を利用して追い払いをしているとか、河原に糸を張る着水防止措置を開始しているというのもここには書かれているのであるが、着水防止装置について、かなり効果が薄いものかなというふうに考えており、薄根川には張ってあるが、結局白鷺が来て、魚を捕獲して食べている様子というのも実際はかなり見受けられるので、ちょっと効果として弱いのかなというふうに考えていることが1点と、白鷺、カワウが生息していること自体しようがないというか、生き物なのでいるだろうとは思いますが、これが高橋場町の北側にある木田坂の付近、あの辺に杉の木がかなり繁茂しており、そこを巣としている様子で、近場に薄根川という魚を放流している川があって餌場はあると。その近隣に繁茂している、人があまり出入りしない、しかも樹木もかなり背が高くなっているところがあって、カワウたちにとって住みよい環境になっている可能性があるのかなと思い、それで高橋場町の住民からすると、木の枝をどこかから取ってきて、宅地の近くの木が繁茂をしているところに巣を作ってしまう。そのカワウたちが往来することによってふん害があるというようなことを聞いており、これは別に山の中だったら別にいいのかなと思うが、宅地でかなり不具合があると聞いており、何か市内で対策できることはあるのか、お

考えをお聞かせいただきたい。

○農林課長 基本は、河川内での話になるので、こちら薄根川、利根川どちらも一級河川で管轄が沼田土木事務所、県の管轄になる。それであるから先ほど相澤委員が言ったように、漁業組合とのやりとりとか対策は、基本は県にやっていただくこと、市で対策できる部分というのがなかなかない。

先ほど言ったように、糸を張って着水防止とか漁協による追い払い、全部これは土木事務所のほうでやっていただいていることであり、基本は河川内の作業になるので、土木事務所に農林課のほうからもお願いしているいろいろなやっってもらっている部分がある。

それと、先ほど言った高橋場町の木田坂付近の山林の関係なのであるが、今年度、もう発注はかけて、農林課の森林整備係のほうで、そちらがかなり前から要望を出されているところなので、間伐をやる予定でいる。その辺で、できれば巢の駆除みたいな、間伐であるので、できるだけ巢を取ってしまうような感じで作業を進めたいとは思っているのですが、その状況を見て、また先ほども言ったように、巢が移ってしまう場合もあるので、そうすると結局いちごっこではないが、何回も繰り返しになってしまうと思うが、今回は農林課の森林整備係のほうで、巢の駆除を含めて、伐採等を行う予定でいる。

○相澤委員 結局間伐をすることによって、木の間引きができる状態なのかなと思うが、巢を駆除したとしても、再来してくる可能性はあるので、その辺の防止についても御検討いただければと思うので、それは実際に対策してもらった後に状況を見て、ぜひ何かあれば対策していただければと思う。私からは以上である。

○委員長 ほかに。木内委員。

○木内委員 鳥獣害対策の件でお聞きする。鳥獣被害防止施設、恒久柵の設置ということで、いろいろお世話になっているわけであるが、現状、次年度以降に向けた事業の要望、どのくらい承っているかということと、その事業は国庫事業なのか県単事業なのかということが分かれば教えていただきたい。

○農林課長 獣害防止柵、恒久柵の設置であるが、現状は利根地区、池田地区を中心に県の補助事業と国の補助事業を活用して、整備をさせていただいている。あと、現状要望が出ている上発知南部、佐山、多那、それと川田方面からかなりの要望が出ているが、やはり補助金を活用してやっていく中で、一度にはなかなか進んでいない状況である。

今のところ県の補助事業を活用して今年度は上発知南部を実施している状況である。

来年度も川田方面、上川田等から出ているところも実施していきたいところであるが、やはり工事を発注すると単価が高くなってしまい、なかなか補助金をもらっても、延長が伸びていかないような状況であるので、今年度も佐山と多那等でもやっているが、地元施工でやっていただいている部分があり、そちらのほうはかなり格安で進んでいくので、今後そういうものも含めて、要望があったところに対して、地元施工ができるかどうかをお願いしていこうと思っているところである。

○木内委員 地元の町であると、当然地元施工という考えもあるが、いわゆる住んでいる人自体が少ない、そういった中で、なかなか地元でやることができない地域ほど、そういった被害に、鳥獣害、獣の被害があるので、今後また相談をさせていただきながら進めていきたいと思うが、ぜひお力を貸していただければと思う。

また、沼田市の鳥獣被害対策実施隊についてお聞かせ願いたいですが、定員というのは20

0名程度と理解しているが、現状そんなにいらっしゃるのか。

○農林課長 4月現在としては107名である。

○木内委員 その実施隊に任命される基準というのが分かれば教えてほしいのだが、当然鉄砲の免許を取ったり、わなの免許を取ったりということで、実施隊になるのだと思うが、わなだけでも実施隊とされるのか、狩猟、鉄砲の免許を持っている者が実施隊として任命されるのか教えていただきたい。

○農林課長 基本、地元の猟友会に入っている方で、わなだけでも実際には任命されるので、わなだけでも大丈夫であるし、わなと銃、銃だけでも可能である。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 有害鳥獣対策というのは、やはり自己防衛を基本にしながら、その地域での自己防衛に対してどういう支援、どういう取組があるのだということを、行政側から提起をしながら、地域と一体となった取組を進めていくということが基本的には必要ではないかなと。であるから、1つは防護柵の設置による防護、それと追い払い、それと捕獲、この3つが基本になってくるのだと思うが、そういったことを地域の中で協議しながら、どういう対策を立てていくのかということ、地域ごとに明確なメニューを作っていく。そういうことが必要になってくると思うが、そういった地域との協議というのはどのようにされているのか、あればお聞かせいただければと思う。

○農林課長 基本、全部の地区にこちらから聞くのではなくて、先ほど言ったように要望が出されている地区、区長さんは最初メインで来ていただくのであるが、その中で、農林課でやっている多面的機能支払交付金、それと中山間地域等支払交付金を含めて、まず地元でできないかという話を持っていき、その中で県の補助事業を使ったりとか、そういう形で材料の支給、それと工事の発注も考えているところである。また鳥獣害センターのほうで業務委託をかけて専門業者さんによって追い払い、また実施隊による捕獲を全部やっているところであるが、まだまだやはり地元要望には追いついていない状況であるので、要望があったところに対して、特に重点的に協議をさせてもらいながら、できる限りの補助をさせていただきたいと考えている。

○副委員長 先ほど木内委員もおっしゃったが、どうしても高齢化が進んで人手のないところに、いろいろな対策が講じられないから出てくるということが非常に多いから、そういう地域全体の中で、ここはこういうところで、なかなか手が足りていない、やり手がない、担い手がないというようなところに対しては、行政として地域と協議をしながらであるが、手を打っていくと。先に手を打っていかないと、地元から上がってくるのを待っているということには、なかなかもうならないのではないかなと。であるから、そこはもう被害の発声状況、もう継続的に何年にもわたって有害鳥獣の被害が発生しているような場所については、こちらから、地元の要望が出てくるのを待つだけではなくて、手を打っていくということも必要ではないかなというふうに思うので、その辺についてのお考えを改めてお聞かせいただきたいのと、せっかくフェンスを設置したり、電気柵を設置しても、維持管理がなかなかうまくいっていないところが結構あるので、その辺も含めて、せっかく設置をした防護柵や電気柵の状況も、地元と協議をしながら、状況を把握しながら、傷んでいるところとか草が生えているところは、もう全然効かないわけであるから、そういうところは地元と協議をしながら対策を打っていくようなことをしていかないと、効果

は上がらないのではないかと思います、その辺、重ねてなのであるが、地元との協議というのをどういうふうにしていくのか、進めて一体となって取り組んでいくのかということについて、農林課としてどのようにお考えなのか、お聞かせいただければと思う。

○農林課長 こちらから、市のほうから対策をどうしようか、こうしようか、という話をやると、全地域を対象とするような形になってしまうので、やはり現状を見ながら進めていきたい。お金がたくさんあれば、どんどんやっていくのは構わないが、さすがに県の補助事業等だけではやりきれない部分があるので、先ほど申し上げたように、地元で極力施工していただけると、少ない予算でかなりの延長が稼げるような状況になるので、その辺を今後も進めていきたいとは思っている。それと維持管理に対しての地元の体制であるが、基本、農林課でやっている、先ほど申し上げた多面的機能支払交付金、それと中山間地域等支払交付金、ほとんどの地域の方が組織に入っている事業になっている。その中で地元がやるのではなくて、業者に発注するという部分も可能な補助金であるので、そういうものを活用してやっていただくと助かるかなど。地元の方も先ほど言ったように高齢化が進んでいるので、確かにできない部分もあるが、今まで続けていただいている利根町多那とか佐山の北部も現状、ここ何年かは地元施工でどんどんやっていただいている状況であるので、できればそういった、農林課のほうの多面的とか中山間の事業を活用していただいて、地元でできる範疇のところはそれでしていただいて、できない部分に関しては業者さんに発注してやってもらえれば、かなりの効果は、進められるのではないかなどは考えている。

○副委員長 分かった。今課長がおっしゃったように多面的機能の活用、これを地域の中にアピールして、これに手を挙げてもらって、先ほど課長がおっしゃったように地元ができなければ業者に委託することができるわけであるから、そういったことも知らせながら、多面的機能を活用していただきながら対策を1つ講じていただくということと、全国的に見れば、いろいろな取組がされていて、先ほど言ったように、一定の数が入ると自動で扉が閉まるような檻があるみたいなので、かなり高額で私が聞いたときは400万円ぐらいだなんて言っていたと思うのであるが、それを設置しろとは言わないが、そういういろいろな新しい、全国的に行われているような取組の情報は、地域に投げかけていくということは必要だと思う。それを採用するかしないかは地元で決めていただければいいので、こういうのがあるよ、こういうこともあるよと、いろいろな新しいものがあるから、そういうものを提起していつてあげるといいうのも、農林課としてぜひやっていただきたいと思うのと、あと1つは生息場所、熊なら熊、猪なら猪、鹿なら鹿というのが、どの辺に生息をして、どういう行動範囲をとっているのかということと事前につかんでいく。行動パターンを、行動範囲をつかんでいくということが必要だと思う。であるから、それは尾瀬高校に頼めば、高校生がやってくれるのではないかと思います。フィールドワークで尾瀬の鹿の調査をやっていたみたいであるから、一定のノウハウを持っているはずであるから、今すぐどうのこうのではないが、そういう尾瀬高校だとか、そういうところと協力をしながら、そういう生息場所、行動範囲を把握しながら、その地域に事前に対策を打っていくというようなことも、地元と協議をしながら、立てていく必要があるのではないかと。出てきたからそれでどうするこうするではなくて、事前に入っていないような対策を講じていく、そのために尾瀬高校なんかは結構ノウハウが、どうもやっているみたいであるから、1回協

議してみてもいいかなという気はするが、もし課長のところで何かお考えがあればお聞かせいただければと思う。

○農林課長 地元の事例、全国的な事例も、猟友会を含めてその都度説明させていただいているところである。それと野生動物の行動パターンとか生息区域、ある程度は、猿はGPSをつけているので、ある程度の行動パターンは読めているのであるが、その他の猪とか鹿であるか、その辺は広域的な範囲で活動しているので、なかなか状況はつかめていないところであるが、農林課としては専門業者を入れて行動パターンも読めるような検討はしているところであり、また学校については、先ほど大東副委員長がおっしゃったように、尾瀬高校、それと利根実業高校も猪の生態をやっている、ネットにいろいろ載っていた部分もあるので、今後その運営センターと話をし、どういった形で生かせるか考えていきたいと思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で農林課を終了する。

休憩する。

午後2時54分～3時01分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

ウ 観光交流課

・所管・調査事項報告

○委員長 続いて観光交流課の所管に係る事項について、報告をお願いします。観光交流課長。

○観光交流課長 観光交流課の所管する事業について報告させていただく。

まず、1のふるさと回帰フェア2023の結果についてであるが、こちらは国内最大級の移住関係イベントであり、去る9月17日の日曜日、東京国際フォーラムにて開催され、本市においても出展してまいった。

当日は、主催者発表で2万人を超える来場者があり、これは本イベントにおける過去最高の入り込みであったとのことである。なお、本市ブースへは20名の相談者があった。

次に、2の令和5年度上州沼田真田まつりの実施結果についてであるが、先週末、10月8日の日曜日に、沼田公園の下公園、鐘楼前などを会場に開催した。

当日は、公園内に潜む武将を探すスタンプラリー、また、真田ゆかりの武将隊演舞では、上田や新潟、埼玉から武将隊が参加され、ステージイベントを盛り上げていただいたほか、鉢形城鉄砲衆による奉納居合いや火縄銃の発砲の演舞などを実施し、多くの観覧客に大迫力のステージを披露していただいた。

次に、3のぬまたマルシェ（沼田市観光物産展）についてであるが、本市の特産品や物産品の即売と観光PRを行うため、東京都庁第一本庁舎のイベントスペースにおいて、10月25日水曜日から27日の金曜日までの3日間、ぬまたマルシェと銘打って開催する。

本日、資料にチラシを添付させていただいたので、都内にお知り合いの方などいらっしゃれば、ぜひお知らせいただければと思う。

当日は、沼田市りんご組合・JA利根沼田農産物直売所の皆様にも参加いただくほか、

荒木屋本店・小野養蜂場・フリアンパン洋菓子店・染谷りんご園・上州沼田シールド醸造などの商品を紹介、販売を行う。

報告については以上となる。

続いて、観光交流課に通告のあった、調査事項、玉原観光施設の状況と今後の活用についてであるが、まず、玉原観光施設の状況について、別紙の資料に沿って説明する。

玉原高原内には遊歩道やキャンプ場、サイクリングロードなどのほか、散策の拠点として利用されているセンターハウスやトイレといった施設が点在している。

お越しのお客様にそれら施設を常に安全・安心に利用いただくため、随時点検を行い、維持管理に努めているが、いずれの施設も長年の使用による劣化・老朽化が進んでおり、使用を中止している施設もあるという状況である。

なお、玉原高原で多くの方々が野生植物の宝庫としてお越しにいただいている玉原湿原においては、木道の修繕・改修に注力し、安全・快適に湿原散策をいただけるよう努めている。

次に、今後の活用についてであるが、玉原東急リゾートやペンションなど玉原高原で事業を行う者や東京電力など関係団体・事業所で構成する、玉原森林空間総合利用地域運営協議会や、利根沼田自然を愛する会からも施設の維持管理に関する御意見や御提言をいただいております。随時修繕や改善に努めている。

今後も引き続き、関係皆様方をはじめ、来訪されるお客様などからの御意見等も参考としながら、各施設の維持管理に努めてまいりたいと考えている。

なお、各施設ごとの現状を18ページにまとめているので御覧いただければと思う。

以上、報告と調査事項の説明とさせていただきます。

○委員長 報告が終わった。内容について順次質疑を受けたいと思う。まず1、ふるさと回帰フェア2023の結果について、質疑はあるか。相澤委員。

○相澤委員 ふるさと回帰フェアについては、こういった移住相談のイベント等で、例えば去年、利根郡の市町村と協力しながら広報を進めていくとか、そういう取組はされているのか。また今後お考えなのかお聞かせいただきたい。

○観光交流課長 先ほどの御質疑に対してであるが、利根沼田のレベルというか段階での移住相談会、これは下の振興局、行政県税事務所が主体となってお声掛けをして、東京で開催するといったことが年1回か2回あるので、既に実施しており、今後も実施していく予定と聞いている。

○相澤委員 沼田市だけでなく利根郡に人口、移住者が増えることによって沼田市の関係人口、例えば病院だったり学校だったり、就労先だったり、増える可能性があるのか、そういったところもあわせてPRしていければいいのかなと思うので、引き続きどうぞそういった御活動をよろしく願います。以上である。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ2、令和5年度上州沼田真田まつりの実施結果について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ3、ぬまたマルシェ(沼田市観光物産展)について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ調査事項、玉原観光施設の状況と今後の活用について、質疑はあるか。木内委員。

○木内委員 玉原湿原についてお聞かせいただきたい。玉原湿原は、名前を忘れてしまったが湿原の100選に選ばれたということで、これから注目されていく湿原になると思っているが、それによって小尾瀬、小さい尾瀬と呼ばれ、そういったことで発信していくに当たって、ミズバショウの自生が物すごく減っているとお聞きした。というのは当然、鹿の食害であるとか、そういったことの影響になってくるが、ミズバショウを見に来てくださいというふうに発信しているにもかかわらず、そのミズバショウがどんどん、ごく一部の場所しか自生していない状況であるので、改善していく方法を教えていただきたい。

○観光交流課長 冒頭にお話のあった、日本の草原100選ということだと思うが、ちょうど今日、表彰というか、授賞式だそうである。週明けに市長のところに報告に来るといふ、昨日愛する会の会長さんがこちらにお見えになって、伝達されていった。

それで玉原湿原のミズバショウの関係で今お話をいただいたが、やはりおっしゃるとおり、鹿による食害がかなり多く、湿原から歩く周辺が、あちこち鹿よけのネットとか柵が講じられていて、雰囲気的にはあまり、そういうものが邪魔している部分もあるが、愛する会の人たち、それからそれに共感してくださる方々によって、なるべく食べられないような方策、例えばミズバショウだけではないが、希少な花などを守るために、森林レクリエーション協会等からの補助もいただきながら、鹿よけの柵を作ったり、今年も5月から6月ぐらいに山に設置をしてきた経過もある。大分食べられていることによって、ミズバショウの大きさも矮小化しているというお話もあった。観光交流課のほうも、先ほどの有害鳥獣の話ではないが、決め手はないが、いろいろと講じられるもの、柵とかそういうものがどうしてもメインにはなるが、観光推進係も点検に行ったり、いろいろな各種団体からも通報、報告があるので、できる限り協力しながら進めていきたいと考えている。

○木内委員 そうしたら防護するために、自然の中にふさわしくない柵が見られてしまうかもしれないが、可能な限り環境に配慮しながら守っていただければと思う。

次に玉原にあるキャンプ場、サイクリングロード、テニスコート等の施設であるが、物によると、こういったものが使われていない、利用できないにもかかわらずパンフレットであるとか、そういった地図上に示されていることによって、問合せに困ってしまったりということがあつたそうであるが、また玉原関係の、インターネット上がどういうふうに掲載されているか、全てを見切つてはいないが、使えていないのであれば、そのパンフレットであるとか案内の中から、休止とするのはいかなるものかと思うので、削除するなりしていったほうが、それを探して選んでしまうことがなくなるし、現地に来て何も無いではないか、というようなことにもならなくなっていくと思うので、それについてどういった対策、お考えがあればお聞かせいただきたい。

○観光交流課長 今、御指摘いただきました、例えば使える状態にない施設、正直なところ幾つか既にパンフレットからも除かせていただいているものもある。

玉原高原遊歩道散策マップ、こちらにいろいろ高原内の施設が記載されたものがある。先ほど木内委員がおっしゃった、キャンプ場はそのまま、このパンフレットでは残っているが、今回添付した資料にも記載されているが、テニスコートについては、施設の老朽化によって現在使用されていない状況が続いているわけなのであるが、そちらについてはこ

のパンフレットから除いてある。

この18ページの下にも構成団体ということで、まず、玉原森林空間総合利用地域運営協議会、こちらの中でもそれぞれいろいろ、こちらの団体が持っている施設等で現状に合わない部分については、いろいろ新しく作るパンフレットからは除くとか、表記を替える方向でというような、いろいろ遊歩道だとか、登山ルートの中にも通れない状態というか、笹とか樹木の繁茂によって通れないコースが実際描かれているのが2か所あるが、そちらは、どうも整備したのは森林管理署というようなお話なのであるが、そこを新たにまた補修をかけたという考えはないというようなお話もあったので、次からこちら、当然増刷するような際には、そちらは除かせていただくし、問合せがあれば、そちらは通れません、という御案内をさせていただくというような形で今対応はとっているところである。

あと、サイクリングロードとかもいろいろお話をいただいて、こちらマウンテンバイクで通るには問題ない。砂利道みたいなことになっているが、流行はどちらかというタイヤが細いロードバイクにシフトしているような部分もあるので、走りにくいというようなこともあるので、名称を見直せだとか、そういうような話も会議の中では出ているので、できれば全て使えるように、削ることなくできればいいのであろうが、財政的な問題もあるし、パンフレットそれからインターネット等で検索された際に迷わないような形で、まずは御案内を差し上げるという対応で取り組んでいきたいと考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で観光交流課を終了する。

以上で経済部各課の所管事項報告を終了する。

次回の委員会について、事務局より日程等を説明させる。事務局。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。それでは次回の委員会については、事務局からの提案どおり実施したいと考えるが、これについてはよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それではそのように決定する。

以上で経済部を終了する。

(当局退室)

○委員長 休憩する。

午後3時19分～3時19分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

(3) 経済部各課の調査事項検討・意見交換

○委員長 それでは(3)の経済部各課の調査事項検討・意見交換に入る。発言のある委員は挙手の上、お願いします。相澤委員。

○相澤委員 農林課の鳥獣害被害の話があり、木を伐採してくれるという話であったが、伐採した木は何かに使わないのか。

○副委員長 使ったことはないのではないかと。

(「処分だよね」と呼ぶ者あり)

○相澤委員 何かに活用できないか。よく切った後って、ただ置いてある。あれはSDGsが、と言っている時代にもったいないなというふうに思う。個人的には何か使えないのかなという、調査事項というか、個人的な疑問なのであるが。

○委員長 再利用の検討についてみたいなことで聞いて。なければならないで。

○副委員長 森林整備でやっているからそれで聞いてみるか。その間伐した木の活用について。

○相澤委員 それと、産業振興課でぬまた市産業展示即売会をやっていて、観光交流課で上州沼田真田まつりをやっていて、行った側からすると、分からないと思うのである。同一の事業だと感じると思うのに、担当課が分かれていることによって、不都合というか…。

○委員長 自分も思っていた。

○相澤委員 だから趣旨が違うなら趣旨が違うで、例えば産業展示会だから、沼田にこういう産業があります、と、多分元々はそういうふうに使っていたと思うが、それがなくなってしまって、それとは別で、同日に観光関係もやっしまおうみたいな感じだと思うのである。

○委員長 人寄せである。真田のほうが。そちらのほうが市外からもお客が来る。

○相澤委員 産業展示会もこういう産業があるよ、よりも、何かこういう特産品があるから買って行ってね、みたいなほうに振ってしまっている。

○副委員長 それは展示即売会だから。

○相澤委員 そうかもしれないが、元々は建具組合が……。それとあと、下駄を作っていた人たちが来てたりとか、伝統工芸的なものを売っていたと思うのである。こけしとか。そういうものがなくなってしまったから、今、物を売るフェスティバルみたいな感じになってしまっているのであれば、趣旨と合わないのか、これはどう思うのか。趣旨がどうなっているのか。

○委員長 産業祭だけではあれほど来ない。両方の連携についての検討だとか……。

○副委員長 イベントの開き方である。集客をどう高めていくのか。

○相澤委員 自分は2日間行ったのであるが、実際武者行列が来ているときが一番人が多かったのである。ということは集客ということで武者行列が意味があって、そこに地場産業を見せるというこの役割のブースがあって、どういう趣旨なのかがちや混ぜというか……。それをちょっと疑問に思ったのと、あと広告が別なので、そうすると、実際に自分の知り合いで前橋の方、武者行列を見たかったのに物産会があるということしか知らなくて、武者行列があると知らなかったから来なかったという人がいるのである。だからその広告の出し方も課が別れてしまうと変わってしまうのではないかと。当然趣旨が違うので。だからそれを、向く方向を合わせて一緒にやっていくのか、それとも担当課をまたどちらかに……。

○委員長 横の連絡をちゃんと連携してやったほうがいい。

○野村委員 初めてではないか、一緒にやったのは。今まで別だったのである。武者行列は大体この本町通りを練り歩く。

○委員長 初めてやったからやはり、次年度に向けてどういうふうに検討していくか。

○副委員長 イベントの活性化、集客力を高めていくのかというような。集客力の向上に向けてどう検討するかということである。だから集客力を高めるために、産業展示即売会と真田まつりを一緒に開催して、それは1つの方法としては悪くはないと思うが、それぞれが単体でイベントをやるにしてもどうやって連携をして、真田まつりに来た人に、展示即売会に行って沼田のものを買ってもらうかとか、展示即売会に来た人が真田まつりで楽しんでもらえるかという、そういう統一的な取組をどうやって進めていくのかということになるかなという気がする。

ほかに。齋藤委員。

○齋藤委員 沼田マルシェで、これは東京で行うと思うが、これは例えば東京で販売して、東京の人に沼田というものがあるという認知をしてもらって、沼田に観光に来てもらうまでがゴール、観光に来ることを目的としたきっかけづくりという認識なのか。

○木内委員 これはちょっと関わっているのですが、お答えさせていただきたい。まさに、齋藤委員のおっしゃるとおりで、この都庁の1階スペースが各自自治体の、物を販売しながら観光PRをしていいですよ、という場所があって、役所のほうで申し込んでくれたのである。それで当初、沼田といったらリンゴでしょう、ということで、リンゴを大々的にPRして、りんご狩りができる地域ですよ、ということ発信して、それが採用されて沼田市の取り上げてもらえた後に霜の被害があったので、そこでりんご組合さんはどうしますか、という話になったのであるが、こういう年ばかりではないし、こういった霜の被害というものもあるんですよ、ということをお知らせしたりという場所にしたが、その会場をいっぱいにはできないので、JAさんをお願いし、沼田産のものを持って行けるようにした。そこで、諸々のパンフレット等を持って、沼田に足を運んでもらうPRをしていくということである。

○齋藤委員 沼田に来てもらうためのきっかけづくりという認識か。

○木内委員 それを継続して毎年やっていきたい。当然、物は売れるのだそうだ。平日のほう売れるのだそうだ。土日は都庁に出勤する人がいないので、あまり売れないと。

○委員長 ほかに。相澤委員。

○相澤委員 農林課の所管なのかと思うが、以前、世界かんがい遺産について上毛新聞に載っていた内容があったかと思うが、世界かんがい遺産になると真田用水がかんがい遺産の中に入るので、沼田市内にも真田用水に当たるところがあるかなと思うのである。それについて農林課で何か取組とかをするのかというのを調査事項としていいか。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(ほか、都市建設部の所管に係る調査事項検討・意見交換の中で、産業振興課に対して、大店舗出店に伴う今後の市内経済状況の調査・検討についての調査依頼あり)

○委員長 なければ経済部の調査事項の検討と意見交換を終了する。ここで調査事項について事務局に確認をさせるのでお聞き取りいただきたい。事務局。

(事務局 調査事項について確認)

○委員長 ほかにないようであればそのようにさせていただく。よろしく願います。それでは準備のため休憩する。

午後 3 時 4 0 分～ 3 時 4 3 分

(当局入室)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

(4) 都市建設部各課の所管・調査事項報告

ア 都市計画課

・所管・調査事項報告

○委員長 それでは、次第の 3、(4) 都市建設部各課の所管事項報告に入る。最初に都市計画課の所管に係る事項について報告をお願いします。都市計画課長。

○都市計画課長 まず最初に報告事項、立地適正化計画について報告する。資料 1 ページを御覧いただきたい。立地適正化計画の策定についてであるが、今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題である。こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて市域全体の構造を見直し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えで進めていくことが重要となっている。

4 ページを御覧いただきたい。今回実施する業務は、沼田市の現状整理や課題分析を行い、将来、人口減少が進んだときにも市民が暮らしやすいまちとなるよう、都市の形をイメージし、その望ましい将来像に向かって、土地利用の誘導はどうあるべきか、将来発生する課題を解決するための方針の検討などの作業を進めるものである。資料 1 ページ下段に記載のとおり、法定では都市計画区域を対象とするが、区域外についても地域生活拠点や公共交通ネットワークの検討を行っていく。

検討のスケジュールとしては、関係者との調整事項も多いことから、令和 7 年度中の策定を目指しているものである。今年度の事業内容としては、沼田市の現状整理や課題分析、市民アンケートなどの作業を進めてまいりたいと考えているので、経過として報告をする。また業務の進捗に合わせ報告してまいるので、よろしく願います。

報告については以上となる。

続いて、調査事項について説明する。中心市街地土地区画整理事業について、中心市街地土地区画整理事業の進捗状況についてであるが、資料 5 ページを御覧いただきたい。下段中央部に記載のとおり、進捗率は令和 4 年度末事業費ベースで 62.2%となっている。また、今年度事業として、先日完了した 2 街区南側の区画道路工事、4 街区西側の建物移転を実施している。その建物等移転の目処がつき次第、4 街区南側区画道路の改良工事に着手したいと考えている。ほか仮換地未指定の街区、5 ページ図面のスクリーンがかかっていない、3 街区の一部、5 街区、6 街区、7 街区について合意形成を目指し、街区との協議を行っているところである。

次に、どういう街にするか、まちづくりのビジョンについてであるが、資料 6 ページ 7 ページを御覧いただきたい。市で策定している中心市街地のビジョンであるが、第六次総合計画、沼田都市計画マスタープラン、中心市街地活性化基本計画でそれぞれ考え方を示している。

資料6 ページのまず1つ目、第六次総合計画の中で、基本構想の中の位置づけで、魅力ある都市空間を形成するため、中心市街地の整備、活性化を図るとともに、秩序ある土地利用を推進します、とうたっている。2つ目の沼田都市計画マスタープランの中で、将来の都市構造として、中心市街地を都市再生拠点として位置づけを行っている。居住と商業・業務・行政サービス等の日常生活サービスとが密接した市街地を再生し、活発で様々な都市活動が展開できるまとまりの形成を目指す。その中で地域別構想として、中心市街地に関する方針を掲げており、市民、企業・商工業団体、行政等の連携を図り、本市の顔となる商業・業務、交流機能等を有する魅力的な中心市街地の再生を目指す。土地区画整理事業による再生を進めることで、核施設の整備、都市機能の再編、諸施設の適正配置を図り、回遊性の高い魅力ある都市空間の形成を目指す。その中で4つ項目を掲げており、街なか再生、核施設の活用と回遊性の確保、利便性の確保、街なか居住の推進等をうたっている。

7 ページを御覧いただきたい。中心市街地活性化基本計画の中で、都市機能の整備として、市街地の整備改善と商業等の活性化の一体的推進という考え方を示している。6つの考え、基本方針があり、基盤施設の整備、商業・業務機能の整備、居住機能の整備、福祉・医療機能の整備、歴史・文化機能の整備、交流・観光機能の整備という6つの方針を掲げている。

また、地域住民ら関係者で構成される沼田市中心市街地活性化の会において、まちづくり合意事項を決め、事業を進めているところである。

8 ページを御覧いただきたい。活性化基本計画等の考え方、都市機能の整備状況を区画整理の事業図に落とし込んだものである。

整備が進んでいる上之町のエリアは都市観光・交流・歴史・文化機能を強化し、活性化を進めているところである。今後も既存の計画に基づきながら、中心市街地のまちづくりを進めていきたいと考えている。

次に、上之町・中町の空き地の活用についてであるが、市街地整備改善の手法として選択している土地区画整理事業については、減歩はあるが、換地後も土地の権利は従前のままであり、移転完了後の土地の活用については、街区、商店街、家族を含めた個人と協議をしながら進めているものであり、空き地となっている部分については、現在も協議検討中となっている状況である。今後の利活用についても、市民や来街者に求められるような機能に関係者と検討・協議しながら、事業を進めてまいりたいと考えている。

次に、都市公園の維持管理と今後の整備計画についてであるが、まず、資料9 ページを御覧いただきたい。沼田市都市公園の位置図であり、総合公園からその他公園まで30の公園を管理している。維持管理の内容について、資料10 ページを御覧いただきたい。令和4年度の事務概要書となるが、業務委託の状況がまとまっているため、資料として添付させていただいた。管理業務については、公園等の樹木管理、除草、清掃、施設や遊具等の点検業務を近隣地域住民、業者等による業務委託、ほか市役所担当職員1名、現業職員が2名で直営作業を行い、利用者に満足いただけるよう、日々の管理を行っている。

次に今後の整備計画である、12 ページを御覧いただきたい。公園施設については、市全体の考え方である公共施設等総合管理計画を踏まえ、公園施設長寿命化計画を策定し、この計画に基づき、既存ストックをできるだけ長期間利用するため、更新の必要性の高い

ものから順次整備を進めているところである。

都市計画課からの説明は以上となる。よろしく願います。

○委員長 報告が終わった。内容について質疑を行う。まず報告事項1、立地適正化計画について。副委員長。

○副委員長 将来にわたって快適に生活ができるような、そういう計画をつくることになるのだと思うが、沼田は特に人口減少が著しく、都市計画区域とはいえ人口減少も激しいし、高齢化も進んでいる中で、どういうイメージでやっていくのか。そこへ病院なり介護施設なりを整備していくとか言っても、とてもではないが、できる状況にはないと思うので、これから進むであろう人口減少、少子化、高齢化の中で、こういう地域のまちづくり、インフラ整備をどういうふうに進めていくのか、どういうイメージをお持ちなのか、お聞かせいただければと思う。

○都市計画課長 その辺の考え方を3年間かけてつくり上げていくわけなのであるが、基本、現在の都市計画区域の中にも用途地域というのがあるので、そういった用途地域の機能等を整理しながら、あとは今年度住民アンケート等も行う。それで市民の意見も参考にしながらという形になろうかと思う。具体的には都市機能誘導区域と居住誘導区域というのを設定して、その機能をなるべく誘導していくという考え方になろうかと思う。規制でなく誘導という考え方で進める予定となっている。その誘導区域の中で、何らかのインセンティブみたいなものを付け加えながら、という形になろうかと思うが、その辺は3年間かけて練り上げていきたいと考えている。

○副委員長 非常に難しい課題だと思うのである。先ほど言ったように、もう人口が減っていくということが残念ながら想像できるわけであるから、高齢化が進んでいくという中で、どういうまちづくりを進めていくのかということ、非常に難しい課題、計画を立てるということであるが。先ほど課長がおっしゃった、いろいろな機能を誘導していきたいということであるが、そういう事業所なりいろいろなお店もそうであるが、人口が減っていくということになると、なかなかそういうものを出さないというか、やりたがる人がそんなにいるとは思えないので、なかなかこれは難しい事業、実際、具体化するに当たっては。まあ絵を描く分にはこういうふうにしたい、ああいうふうにしたいというのが描けるのだと思うが、実際手をつけるということになると、非常に難しい事業ではないのか。3年間かけて計画を立てるわけであるが、その立てた計画を何年間ぐらいの間で実現させるというような計画になっているのか。

○都市計画課長 その辺の実際の計画と、実際のその誘導の難しさは確かにあろうかと思う。他の自治体でも既に計画を立てて事業を進めているところもあるので、そういった部分も参考にしながら計画をつくっていかうとは考えているが、都市計画の考え方はおおむね10年後20年後を見据えた上での計画になろうかということ検討を進めてまいりたいと思う。

○副委員長 繰り返すようで申し訳ないが、これは実際に始めると、なかなか難しい事業ではないかと。10年度、20年後というふうに課長はおっしゃるわけであるが、では環状線をみたら20年たって開いたのかといえば開いていないし、街なかだつて20年たってあのような状況なので、なかなか手をつけて20年後にはできるということにはなかなかならないから、だから私は難しいのではないかと考えているのだが、ただ、将来的にわ

たって安心して市民の方々が生活できるような、環境整備というのは進める必要があるし、そういうビジョンというか提案をしていかななくてはならないと思うので、そこは市民の方々が望むというか、まちづくりのそういうものは提案をしていく。それに合わせて具体的に、じゃあこういうことをする、ああいうことをするということをセットで合わせていかないと、目に見えるような形で進めていかないとなかなか絵に描いた餅だけで終わってしまう可能性があるので、そこは計画づくりと、市民の方々の意見を聞くのと、計画をしっかり練るのと、そういう具体的なまちづくりができるような取組を一体となつてやらないと難しいのではないかと。だから計画はつくりました、物事は進みませんでしたということがないようにすることで、計画づくりの段階から一定の具体化に向けた取組、こういうことをやって進めるのだということを立てていかないと、財源確保も含めて、やらないとこれはもう難しいのではないかとと思うが、その辺の一体的な取組に向けては何らかの検討がされているのかお聞かせいただければと思う。

○都市計画課長 この立地適正化計画というのが都市計画マスタープランの高度化版みたいなイメージとなっている。実際具体的な実施計画的なものはこの中には含まれず、総括的な、相対的な考え方を示す、都市の将来像を示すというようなイメージの計画となっている。今後の人口減少とか、経済がどんどん小さくなるということを想定した中での計画になるかと思うが、当然広くなった街をコンパクトにしながらという考え方を、この計画の中で示していく。そのコンパクトにした各地域の拠点を公共交通で繋ぐ、というような考え方になろうかと考えている。

○委員長 ほかに。相澤委員。

○相澤委員 立地適正化計画ということであるが、連携中枢拠点都市の沼田市バージョンというか、人が集積する場所をあらかじめ決めておいて、そこに商業施設や住宅を集積させる。その集積させた場所と集積させた場所同士を公共交通で繋いでいくことで、先ほど言った縮小化というか、コンパクトにしていこうという考え方だと思うが、それに伴って公共交通を使うと、どうしてもドア・ツー・ドアができないので、歩くことが前提になるかと思うが、歩行者に対して今かなりベンチが足りない状態だと思うのである。現状でもかなり、車に乗っていない人たちが歩くということがすごく大変だという意見も住民から出ているので、公共交通を使うことによって人が歩くようになる、歩くことをどのように助けていくかというか、そういうお考えはどのようなものがあるのか、お聞かせいただきたいのと、あともう1点、この計画を組むに当たって都市計画図の変更があるのかお聞かせいただきたい。

○都市計画課長 まず1点目、歩行者を助けていくかどうかということであるが、この立地適正化計画もあるが、国のほうで歩いても楽しめるまちづくりみたいな考え方もあるので、当然そういう考え方も織り込みながらの検討にはなってくると思う。今の相澤委員の意見等も参考にしながら、じっくり計画は練っていきたいとは考えている。

都市計画図の変更はあるのかということだが、都市計画区域が変更になるというわけではないので、既存の都市計画図はそのままで、居住誘導区域だったり、都市機能誘導区域の補足的な図面が必要であれば、その辺は考えていきたいと考えている。

○相澤委員 ウォークブルなまちづくりということを進めていくときに、例えば歩道の整備、歩道を広くしたりだとか、店舗が歩道に対して接しているような状態のまちづくりを

するのか、それとも建ぺい率を下げた状態で駐車場を確保した状態で店舗を大きく造るのかというようにまちづくりができるかどうかでかなり変わってくるかと思うのである。その街の様子。例えば今だったら、当時大店立地法の絡みで問題になったと思うが、ビバタウンができるときかなり反対があったと聞いているが、駐車場が大きくあって大きい店舗があるのか。それを許すのか。それとも倉内通りのように、通りがあって歩道があって、店舗が面している状態のまちづくりに誘導していくのかということはかなり変わってくるのかなと個人的に思っている。そうすると、そのコンバージョンのときにコストがすごいのかと思うのである。このコンバージョンをするときに費用負担だとか、今後国の政策にもよるかもしれないので何とも言えないが、予算をつけるだとかというのはお考えか。

○都市計画課長 今、相澤委員がおっしゃった、そこまで細かいことをこの計画に落とし込めるかどうかというのは、まだ検討が始まっていないので、それは意見として取り込める要素があれば、この計画の中にも落とし込んでいきたいとは考える。どちらの、歩道優先とか車優先とか、その考え方も、沼田に適した考え方、車中心の都市なのかなと思うので、利用者にとっては、ドア・ツー・ドアのお店になったほうが良いというものもあるし、あとは少しでも歩行者を増やしたいという考え方もあるのかなと思うので、その辺は検討しながら考えていきたいと思う。

○相澤委員 うまく言葉で説明できなかったもので恐縮であるが、今後検討されていくかと思うので、何か決まったらまた相談しながら、いろいろ教えていただければと思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ調査事項に移る。1、中心市街地土地区画整理事業について質疑はあるか。副委員長。

○副委員長 先ほど課長からも報告があったが、上之町と中町で空き地ができて、地権者が考えることだからなかなか具体化ができない。だから結果として仮換地率で57%まできてはいるが、実際何も手がつけていないという状態が、上之町もそうだし中町のところの空き地もかなり広いと思うが、実際は仮換地指定がされたとしても、具体的な事業には至っていない。例えば2街区の一番東側のところも、2街区も大分できてきたが、一番東側の道路に面したところがまだ手付かずの状態が残っているということで、結果としては事業というかまちづくりそれ自体が進んではいないのではないかという実感があるが、その辺で具体的にどういう住宅地にするのか商店にするのか、そういうものがなかなかこの区画整理の中でははっきりしていないのではないか。だから区画整理をして仮換地をしたとしても、そこで何をするのかというのがはっきりしていない……。地権者の方々、地域の方々にしてみれば、はっきりしていないから、だからやっぱり25年たってもなかなかその事業自体、まちづくり自体が進まないのではないかという気がするが、その辺はどういうふうに捉えているか。

○都市計画課長 まず商店だったり、住居だったり、その辺の考え方がはっきりしていないというところの話になるが、活性化の会という組織の中では、本町通りについては店舗及び店舗併用住宅の商業施設として皆さんやっていきましょうよ、という申し合わせはできている。ただそこに換地された中で、やはり商店主が高齢になって跡継ぎがいなくて、息子と娘と相談したけれど、なかなか商店はちょっと、という話を家族の中で決めたとい

う話を受けてしまうと、いやいや、これは市の事業でやっているのだから、という話もなかなかできないという状況になっている。ただその中で、少しでも事業の効果が上がるような利活用ができるように、本人も含めてであるが、周りの商店街の方とか街の人とかといろいろな情報交換をしながら進めているという状況になる。ただそれが目に見える成果になっていないではないかと言われると、なかなか難しいところあるとしかお答えできない話になる。

○副委員長 本町通りも高齢化が進んでいて、なかなか後継者がいないお店もあるようなのだが、商店街としての再生ということにこだわらずに、住宅地、街の真ん中であるから、駅にだってそんなに遠くはないし、バスだっていっぱい通っているわけだから、利便性は沼田の中で一番高い場所であるから、商店街としての再生が困難であれば、人が住むような場所としてやっていくということも……、それがいいか悪いかは別にしても、いろいろな方法を考えていく必要があるのではないか。上之町の2街区で大正ロマンの街とあって、一定程度の施設が集約されて、今度旧久米邸洋館もできるみたいであるから、そういった都市観光としてどうやっていくのかとか、やはりそこは商店街の再生ということだけにこだわらないでいろいろな方法で考えて、その地権者の方々が再生できるような方法ということを考えていく必要があるのではないかと思うので、その辺のところ、商店街の再生ということだけにこだわるということはもう無理ではないか。もうお店を取り巻く環境は大きく変わって、郊外店にも出ているし、もう今ネットでポチッと押せば何だって買えるような時代なのだから、なかなか厳しいと思うので、その辺はもっと対応を多面的に検討していくということが必要だと思うが、その辺の論議だとか、活性化の会の中でもされているのか、また市として、そういういろいろな多面的なことでのまちづくりを進めていく、区画整理を進めていくというようなことについて検討されてはいるのか。

○都市計画課長 その最後の多面的な考えということなのであるが、当初の中心市街地の活性化の基本計画の中でも、先ほど説明したとおり、6本の柱の考え方を示しており、商業についてはその中の1つの要素というところの考えで進めている。やはり元々商店街があったものだから、お店が再生しないじゃないか、という議論にはなってしまうが、事業とすると都市機能として商業はその中の1つということで、観光であったり交流であったり、歴史文化、あとは福祉だとか、そういう機能が全て詰まったのが街という捉え方でこの事業が進められればとは考えている。

○副委員長 土地区画整理事業であるから、ある意味、何とでもできるというか、商業、それから観光、福祉関係含めていろいろなものをそこに集約させることが可能なわけなので、そういうことを進めていくことは必要だとは思うが、いかんせんもう25年もたっているわけであるから、その中でなかなか目に見えたものが出来上がってきていない。この先どうなるのかもなかなか見えてこないという中で、今後どういうふうがいい方向で事業を進めていくのかということを出さない限りは進まないのではないか。25年たって、これだけの進捗率でなかなか目に見えた形になってきていない中で、国としては引き続き沼田の中心市街地土地区画整理事業については、補助金を継続していくということになっているのかどうか。ある意味もう補助金が出ないということになれば、この事業自体がもう成り立たないわけだから、中止を含めて検討していく必要性もあるのではないか。そういったことで国からの補助金というのは引き続き継続されるのか、財政的な支援は引き続き

受けられるのか、また市長は中止ということは考えないというようなこと言っていたが、このままズルズルやっているだけで、ちょっと意味もないような気がするので、そういった中止も含めたような検討についてはどうするか。地権者の方々がもうやりたくないと言えば中止することができるのかどうか。そういったことについてお聞かせいただければと思う。

○都市計画課長 今後の国の支援というところの話なのであるが、5ページの資料を見ていただくと、真ん中の中段、期間が記載してあると思うが、令和6年までが認可期間となっている。今年度、来年度に国、県と協議をしながら、現在は期間を延伸するという方向で話を進めていく予定となっている。その中で、国のほうともいろいろ話をしながらということになるかと思うが、そこで計画が認可になれば、国の援助はいただけるということになる。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ2、都市公園の維持管理と今後の整備計画について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で都市計画課を終了する。

以上で都市建設部の所管事項報告を終了する。

次回の委員会について、事務局より日程等を説明させる。事務局。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおりに実施したいと考えるが、これについてはよろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、その日程ということで決定する。

以上で都市建設部を終了する。

(当局退室)

○委員長 休憩する。

午後4時25分～4時25分

○委員長 会議を再開する。

(5) 都市建設部各課の調査事項検討・意見交換

○委員長 それでは、次第の(5)都市建設部についての調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員は挙手の上お願いします。副委員長。

○副委員長 沼田は簡易水道が非常に多いのであるが、それぞれの簡易水道の状況がどうなっているのか。特に今度、浄水場の更新があるわけで、簡易水道の統合、上水道に組み入れていくということについて、どう考えているのか。浄水場の更新、新しいものを建てるということになると莫大なお金がかかるから、それを賄うには上水道の区域を広げて、加入者を増やしていかないと、なかなか財政的にも回らないところがあるのではないか。簡易水道にもいろいろなところがあるみたいなのであるが、結構高齢化をしていて、なかなかその簡易水道の組合を維持するのも容易ではないようになってきているところもあるとか、施設が古くなっているというようなところもあるみたいなのも聞いている。今度

例えば白沢に行けば、白沢の簡易水道が入ってくれるかどうかというのが一番大きいことになってしまうから、その辺どういうふうに今考えているのか。上水道に入ることについてどう考えているのかということも含めて。

○委員長 それに関して、その新浄水場の計画の進捗である。ちょっと野村委員に聞いたが、どこかで決まったという話がもう民間で結構話が出回っていて、我々は全然聞いてないので、それはまた変な話で。

○野村委員 土地を借りて耕作している人が、もうそこは浄水場の場所になるので、撤退してくれと言われてるので、知っているか、と聞かれたのだが。まだ発表されてないから分からないよ、と。

○委員長 その辺も含めて、市民が知っていて我々が知らないというのもおかしな話なので、それももし話せるようであれば、計画の進捗を含めて聞きたい。

○木内委員 新しい浄水場ができることによって組み入れてもらえる簡易水道組合というのはやはり場所で限られてしまうわけであろう。

○委員長 限られてしまう。

○副委員長 ただ、上水道の料金と比べると、簡易水道は安いからそれで嫌がるのだ。池田なんかはうんと安いであろう。水が豊富だから。

○木内委員 安い。ただ本来は同じ沼田市民だとしたら、どの水道を使ってもある程度同じ料金、安いにこしたことはないが、それで当然、相澤委員もいろいろ気にしてくれている部分があって、老朽化している簡易水道を、資金がないところは直せないし、発知簡易水道組合といういわゆる本線みたいのところはあるが、水道料を納める人がどんどん減っているから、そうするともう直すものも直せないしという時代が来ると思うので。

○野村委員 池田の水は……、町田・三峰簡易水道組合は水が足りないのである。町田は前と違って池田の水を少しもらっている。だけど嘘か本当か知らないが、池田の水はまだ余っているので川に流しているくらいの話聞くわけだ。そんなのだったら、足りないところに水を、無料でなく、売るのである。町田簡水だとか三峰簡水が足りないのだから。そこに売って運営費に充てれば、両方とも助かるわけである。

それと、私が一番簡易水道組合に問題があると思うのは、水道の加入金がバラバラなのである。一番高いのが今、日本一高いと言われている町田の簡易水道組合の加入金が13ミリで25万円と消費税なのである。27万幾ら払わなければならないわけである。ところが沼田市の上水道だと7万8,000円なのである。その差額を沼田市が補填してやるのが筋ではないかという話をした。ただ水道料金というのはその組合によってかける経費が違うから、多少ばらつきがあってもしょうがない。だけど水道を給水する権利を買うお金が、7万8,000円が一番下だとすると、25万が一番上だなんて、こんな開きがあるのは不公平であろう。水を飲む権利というのは、一律平等でなくてはならない。だからうんと使う人とあまり使わない人と、それから、その水を皆さんに供給するための経費がかかるところがあるから、水道料金のばらつきは、多少はしょうがないが、加入金があるような様でどうするのだという話を、市の水道担当の人に話した。

○委員長 はい。

○木内委員 よいか。3・3・1環状線の現状と完成時期はどのくらいになるかというのを……。

○委員長 一般質問で確か出ていた。

○副委員長 常任委員会でもう1回聞いてもよいのではないか。3・3・1環状線の状況と、開通のめどとその先、材木町から西原、東原新町を通って沼田病院のところまで。そちらはどうなるのか。いつ頃からやるのかみたいなことも含めて。

○委員長 視察に行った三峰の盛土のところ、開発の申請を取り下げたというようないわさが出ているようだが、報告がない。もう一回、その盛土の開発について都市計画課に聞きたい。

○副委員長 もし取り下げたのであれば、あの盛土をどうするのだと。

○相澤委員 あと景観条例についてなのであるが、沼田市は景観条例がないであろう。景観条例を市でつくるのに対して県からアドバイスをいただいたりだとかして、いろいろそのプランを策定していただけるという話を聞いたので、そういった計画が今後沼田市であるのかどうかということを知りたい。

○委員長 景観条例について。どう聞けばいいか。

○副委員長 景観条例はどこがやっているのか。

○事務局書記 所管は……、都市計画課かと思われるが、あとで確認させていただく。

○副委員長 景観条例策定の検討についてということで、投げかけてみてやればいい。

○委員長 では閉めるか。はい、野村委員。

○野村委員 1つだけよいか、産業振興課に調べてもらいたいのだが、今ものすごくドラッグストアがバンバン街の中にできているであろう。それで結果的に沼田の街の中の薬局屋さんとか、あるいは中小のスーパーにもう間違いなく影響が出るわけである。だから、経済の効果も出るかもしれないが、デメリットのそういう部分が出る。そういうのが必ず中心市街地の区画整理事業にも影響してくるわけである。もう中心市街地で何かお店をやっても無理ではないか。みんなそういう店に行ってしまうから。だからその辺の経済効果みたいな影響がどのくらい出るのか。調べると分かるのだから、それをちょっと調べてもらいたい。人口は減る、大型店はどんどん増える、街の中で商売がやれるわけがない。どうに考えたって。だから大東副委員長が言うように、人の住む街にしてしまう。物を売る場所ではなく。中心市街地はもう人の住む場所にするとか方向転換しないとやっていけない。店をやる人がいないであろう。こんなにいろいろなものが街の中にどんどんできてしまえば。その辺の経済的なデメリットがどういうふうになるか、そういうのを調べてもらったほうがいい。それが街なかの関係にも結びついていく可能性があるから。

○委員長 今後の市内経済状況の調査・検討みたいな感じか。

よいか。以上で都市建設部の調査事項の検討及び意見交換を終了する。ここで調査事項について事務局に確認させるのでお聞き取りいただきたい。事務局。

(事務局 調査事項について確認)

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で都市建設部の所管に係る調査事項検討と意見交換を終了する。

(6) 今後の日程について

○委員長 それでは、(6)今後の日程について事務局より日程案説明を行う。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。皆様そのように御承知おきいただきたいと思うのでよろしく
お願いします。

ほかに、委員から何かあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で経済建設常任委員会を終了する。